

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 1(オ)1489	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	所有権確認等	原審事件番号	昭和 63(ネ)2362
裁判年月日	平成 3 年 7 月 18 日	原審裁判年月日	平成元年 7 月 18 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 163 号 165 頁		

判示事項	同一の建物に二重の表示登記がされた場合における先行の表示登記の申請人ないしその登記を基礎とする所有権保存登記の名義人の地位に基づく後行の表示登記ないしその登記を基礎とする所有権保存登記の抹消請求の可否
裁判要旨	同一の建物に二重の表示登記がされた場合において、先行の表示登記の申請人ないしその登記を基礎とする所有権保存登記の名義人は、その地位に基づいて、後行の表示登記ないしその登記を基礎とする所有権保存登記の抹消を求めることができない。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	
	上告代理人野村裕の上告理由について 原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない（同一の建物に二重の表示登記がされた場合において、先行の表示登記の申請人ないしその登記に基づく所有権保存登記の名義人が、その地位に基づいて、後行の表示登記ないしその登記に基づく所有権保存登記の抹消を求めるとはできないと解するのが相当である。）。論旨は、ひっきょう、原審の認定に沿わないで又は独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 味村治 裁判官 大内恒夫 裁判官 大堀誠一)

※参考：判例タイムズ 766 号 123 頁、判例時報 1395 号 63 頁、金融商事判例 878 号 3 頁、別冊ジュリスト 192 号 114 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO819 頁